

利用上の注意

1 調査の目的

この調査は、我が国の卸売・小売事業所を調査し、事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区別し、商業活動の実態を明らかにすることを目的としている。

2 根拠法規

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されている。

なお、平成26年商業統計調査に適用された調査票様式は、巻末を参照されたい。

3 調査の期日

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で実施した。

※平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しない。

4 調査の範囲

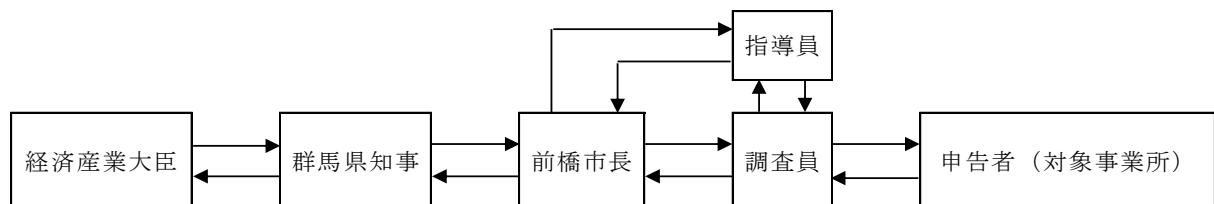
調査の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類I—卸売・小売業」に属する民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても、専従の従業者がいる事業所は調査の対象とした。

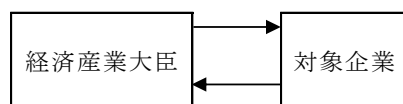
5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路及び調査方法は以下のとおり。

- (1) 報告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する又はオンライン提出による調査員調査方式



- (2) 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式



6 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド

- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。
- (4) 単独事業所
他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。
- (5) 本店
他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。
なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。
- (6) 支店
他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。
- (7) 開設時期
当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。
- (8) 従業者及び就業者
平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。
従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。
- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 期間を定めずに雇用されている者
 - (イ) 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - (ウ) 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者
- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。
- ⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。
- (9) 年間商品販売額
平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。
- (10) その他の収入額
平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の販売商品に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したものをいう。
- (11) 商品手持額
平成26年3月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品の金額をいう。
- (12) セルフサービス方式（小売業のみ）
セルフサービス方式とは、次の3つの条件を兼ねている場合をいう。
- ① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること。
 - ② 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること。
 - ③ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること。
- (13) 売場面積（小売業のみ）
平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。
ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面

積の調査を行っていない。

7 統計表中の記号の用法及び注記

(1) 統計表中の記号は、次のとおり。

「－」・・・該当無し又は調査していないもの

「0.0」・・・単位に満たない数値

「▲」・・・マイナス

「X」・・・その数値に該当する商店数が1又は2で、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿したことを示したものである。

また、この秘匿によっても「X」が算出されるおそれのあるものについては、商店数が3以上であっても「X」で秘匿した箇所がある。ただし、商店数及び従業者数は、秘匿していない。

(2) 年間商品販売額、その他の収入額等の数値については、四捨五入の関係で積み上げ数値と合計値は必ずしも一致しない場合がある。

(3) 構成比については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で表示している。そのため、内訳の和が100.0にならない場合がある。

(4) 従業者規模

派遣社員のみで営業している事業所（従業者の合計が0人の事業所）については、従業者規模「2人以下」としている。

(5) 1事業所当たりの年間商品販売額

1事業所当たりの年間商品販売額は、年間商品販売額のない事業所（代理商・仲立業の一部）を除いて計算している。

$$1 \text{ 事業所当たりの年間商品販売額} = \frac{\text{年間商品販売額}}{\text{事業所数}}$$

(6) 従業者1人当たりの年間商品販売額

従業者1人当たりの年間商品販売額は、従業者のいない事業所（臨時雇用者や出向・派遣受入者のみで営業）及び年間商品販売額のない事業所（代理商・仲立商の一部）を除いて計算している。

従業者数＝個人事業主及び無給家族従事者＋有給役員＋常用雇用者（正社員・正職員＋パート・アルバイト等）

$$\text{従業者1人当たりの年間商品販売額} = \frac{\text{年間商品販売額}}{\text{従業者数}}$$

(7) 就業者1人当たりの年間商品販売額

就業者1人当たりの年間商品販売額は、年間商品販売額のない事業所（代理商・仲立商の一部）を除いて計算している。

なお、就業者数は、「パート・アルバイト等」の従業者について8時間換算したものをを用いている。

就業者数＝個人事業主及び無給家族従事者＋有給役員＋常用雇用者（正社員・正職員＋パート・アルバイト等の8時間換算雇用者）＋臨時雇用者＋出向・派遣受入者

$$\text{就業者1人当たりの年間商品販売額} = \frac{\text{年間商品販売額}}{\text{就業者数}}$$

(8) 売場面積1㎡当たりの年間商品販売額（小売業のみ）

売場面積1㎡当たりの年間商品販売額は、売場面積を調査していない牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古車）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については除いて計算している。

$$\text{売場面積1㎡当たりの年間商品販売額} = \frac{\text{年間商品販売額}}{\text{売場面積}}$$

8 産業格付け

(1) 一般的な産業分類の格付け

- ① 取扱商品が単品の場合は、商品分類番号5桁のうち上位4桁の分類番号で細分類を決定する。
- ② 取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位2桁の卸売品目（51～55）と小売品目（57～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁と順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付けする。

(2) 例外的な産業分類の格付け

① 卸売業

(ア) 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

別表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各財

の販売額がいずれも卸売販売総額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

(イ) 「5019 その他の各種商品卸売業」

別表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売総額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。なお、上記(ア)、(イ)について、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「536 再生資源卸売業」のみ、または、消費財の品目が「559 他に分類されない卸売業」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

〈別表1〉 財別と産業分類

財別	小分類	産業分類名
生産財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

(ウ) 「5598 代理商，仲立業」

「卸売販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商，仲立業」に格付けする。

② 小売業

(ア) 「5611 百貨店，総合スーパー」

別表2の衣（中分類57）、食（中分類58）、住（中分類59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

(イ) 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

別表2の衣（中分類57）、食（中分類58）、住（中分類59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

〈別表2〉「衣」、「食」及び「住」と産業分類

衣・食・住別	中分類	産業分類名
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
住	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

(ウ) 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、別表3の小分類「582～589」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50%に満たない事業所をいう。

〈別表3〉飲食料品小売業に関する産業分類

産業分類	小分類	産業分類名
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

(エ) 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

(オ) 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、「60321 一般用医薬品」を小売している事業所をいう。

(カ) 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「60211 金物」「60221 荒物」「60421 苗・種子」のいずれかを小売している事業所をいう。

(キ) 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

(ク) 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいう。

9 日本標準産業分類について

統計表の数値は、日本標準産業分類の改定（平成25年10月改訂）に伴い、改訂後の産業分類によって作成している。したがって、これまでの数値と比較する際は、注意が必要である。新旧対応表は、巻末の付録を参照のこと。

10 業態区分について（小売業のみ）

業態区分は、多様化する小売業の実態を把握するために、産業分類とは別に分類したものである。業態分類の定義については、10ページを参照。

なお、業態区分における「コンビニエンスストア」は、産業分類「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」と一部定義が異なることに注意する必要がある。

11 本報告書は、経済産業省が平成26年7月1日現在で実施した「商業統計調査」（指定統計第23号）の本市分を市独自に集計したもので、本書に掲載されている数値は、群馬県が公表する「商業統計調査結果」及び経済産業省が公表する「商業統計表」の数値と相違することがある。

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品等(注2)	売場面積	営業時間	備考
1. 百貨店					
(1) 大型百貨店	×	産業分類「561百貨店, 総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		産業分類「561百貨店, 総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
(2) その他の百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2. 総合スーパー					
(1) 大型総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(2) 中型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3. 専門スーパー					
(1) 衣料品スーパー	○	衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上 住関連スーパーのうち「60211 金物」+「60221 荒物」+「60421 種・種苗」が50%を超え70%未満	250㎡以上		
(2) 食料品スーパー					
(3) 住関連スーパー					
うちホームセンター(注4)					
4. コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものを用いる。産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5. 広義ドラッグストア	○	以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・「603 医薬品・化粧品」を小売販売額全体の25%以上取扱い、かつ、「60321 一般医薬品」を扱っている事業所 産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所			産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用しており、「60321 一般用医薬品」を扱っている事業所をいう。
うちドラッグストア					
6. その他のスーパー	○	2、3、4、5以外のセルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
7. 専門店					
(1) 衣料品専門店	×	571, 572, 573, 574, 5791, 5792, 5793, 5799のいずれかが90%以上			
(2) 食料品専門店					
(3) 住関連専門店					
8. 家電大型専門店	×	産業分類「5931機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500㎡以上		
9. 中心店					
(1) 衣料品中心店	×	衣が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く)			
(2) 食料品中心店					
(3) 住関連中心店					
10. その他の小売店	×	1、7、8、9、11以外の非セルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
11. 無店舗販売(注5)	×	訪問販売+通信・カタログ販売+インターネット販売+自動販売機による販売が100% 無店舗販売のうち、通信・カタログ販売+インターネット販売が80%以上	0㎡		
うち通信・カタログ販売、インターネット販売					

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59, 60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「569その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

(注4) 業態分類「うちホームセンター」に分類される条件と、産業分類「6091ホームセンター」に格付けられる条件(以下に該当する事業所)は同一ではない。

・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、商品分類「60211金物」、「60221荒物」及び「60421苗・種子」のいずれかを扱っている事業所

(注5) 産業分類「61無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいい、業態分類「11. 無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。